第７　泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱い

泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下この第７において「泡消火設備等」という。）のうち、移動式のものを設置することができる場所（規則第１８条第４項第１号、及び第１９条第６項第５号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所）の取扱いは、次によること。

１　国土交通大臣の認定を受けている多段式の自走式自動車車庫

建基法第６８条の２６の規定に基づき、建基令第１０８条の３第１項第２号及び第４項に規定する国土交通大臣の認定を受けている多段式の自走式自動車車庫は、地階（有効幅員が１m以上のドライエリア等を有し、当該ドライエリア部分から地上へ容易に避難できる構造のもの又は避難階で容易に屋外に避難できるものを除く。）を除き、初期消火活動時に支障がないと認める場合で、次に適合すること。ただし、一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、次の(1)から(3)の規定にかかわらず、一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成３年５月７日消防予第８４号）、二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成６年６月１６日消防予第１５４号）、及び三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成１２年１月７日消防予第３号）の例によることができる。この場合、一層二段、二層三段の自走式自動車車庫にあっては、前記の第８４号及び第１５４号通知中「建設大臣の認定を受けた」を「独立した自走式自動車車庫の取り扱いについて（平成１４年１１月１４日付国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議）により取り扱われている」と読み替えること。

(1) 外周部の開口部

次の部分を除く部分の開口部を外周部の開口部とする。

ア　付帯施設（管理室、便所、階段、人用昇降機等をいう。）が面する部分

イ　延焼防止壁（ＡＬＣ等の不燃材料で造られた壁をいう。以下この第７において同じ。）を投影したスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下この第７において同じ。）に面する外周部の部分。ただし、外周部に面してスロープ部が設けられており、かつ、当該スロープ部に空気の流通のない延焼防止壁が設けられている場合に限る。（第７－１図参照）

《フラット段差式の自走式駐車場開口部の判断の例》

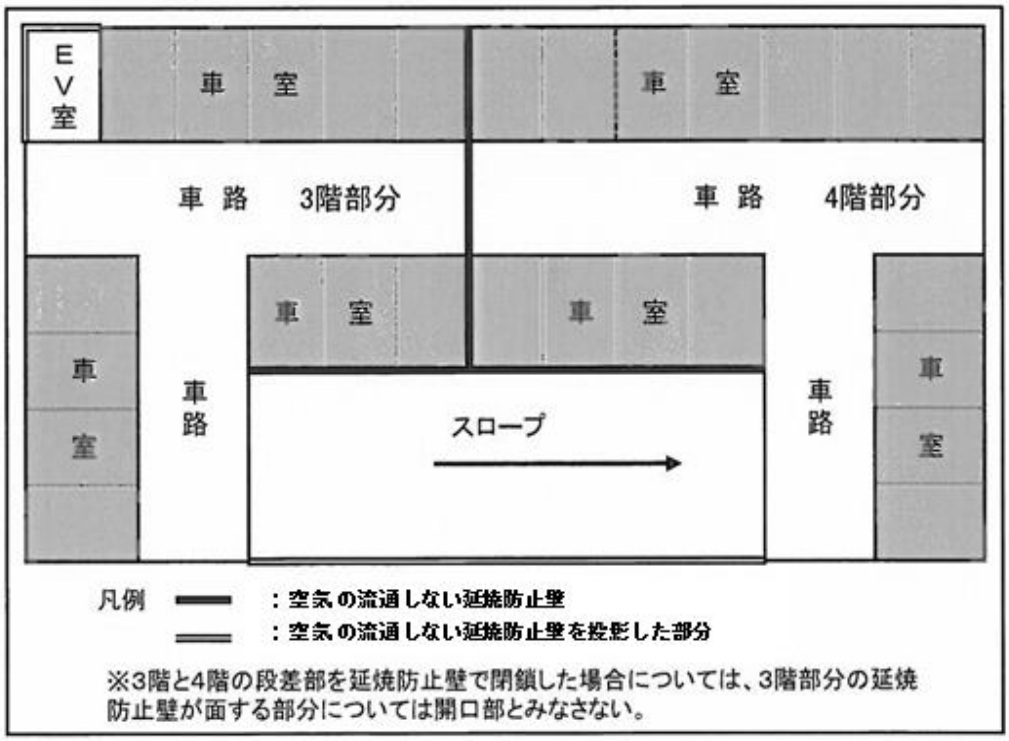

第７－１図

(2) 開放性

前(1)の外周部の開口部の開放性は、次によること。

ア　外周部の開口部に空気の流通を妨げる窓ガラスや看板等がなく、常時外気に直接開放されていること。

イ　各階における外周部の開口部の面積合計は、当該階の床面積の５％以上であるとともに、当該階の外周長に０．５ｍを乗じて得た面積以上とすること。この場合において、前(1)ア及びイの部分を除いて算定すること。

ウ　自動車を駐車する部分（以下この第７において「車室」という。）の各部分から水平距離３０ｍ以内の外周部において、床面からはり、たれ壁等（以下この第７において「はり等」という。）の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さの１／２以上、かつ、はり等の下端から５０ｃｍ以上の高さを有する開口部（以下この第７において「有効開口部」という。）が１２㎡以上確保されていること。（第７－２、－３、－４図参照）

《車室の各部分から水平距離３０ｍ以内の外周部の１２㎡以上の有効開口部の例１》

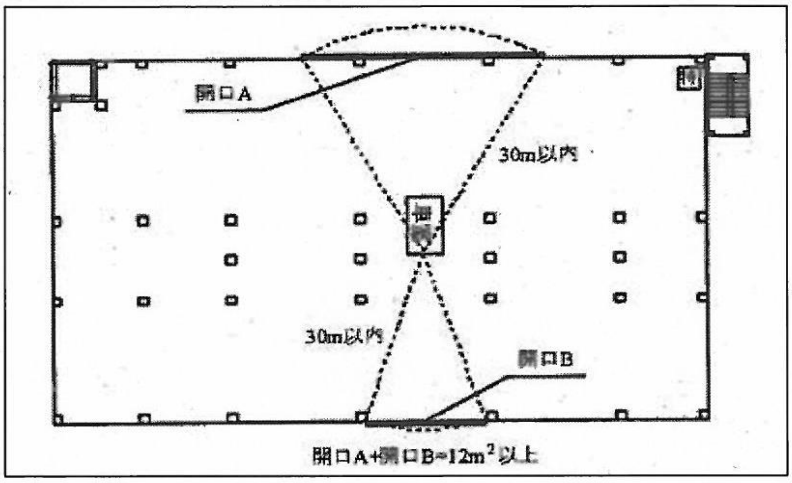

第７－２図

《車室の各部分から水平距離３０ｍ以内の外周部の１２㎡以上の有効開口部の例２》

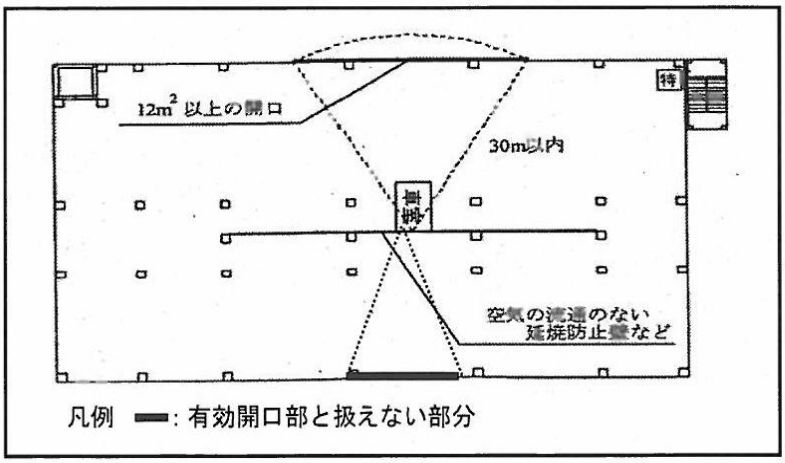

第７－３図

《有効開口部の例》

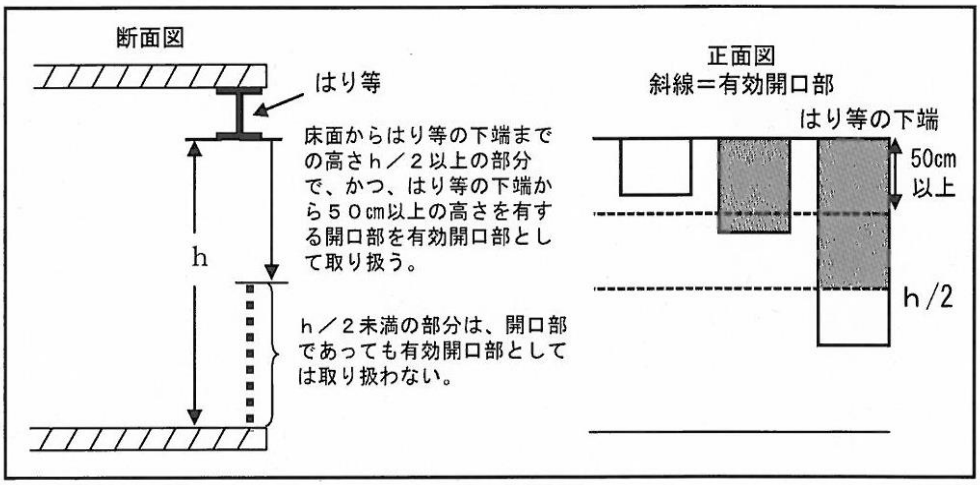

第７－４図

(3) 直通階段

すべての移動式の泡消火設備等から、建基令第１２０条に規定する直通階段（スロープ

部は除く。以下この第７において「直通階段」という。）の出入口までの水平距離が６５ｍ以内となるよう直通階段が設けられていること。（第７－５図参照）

《直通階段の配置例（いずれの消火設備からも６５ｍ以内）》

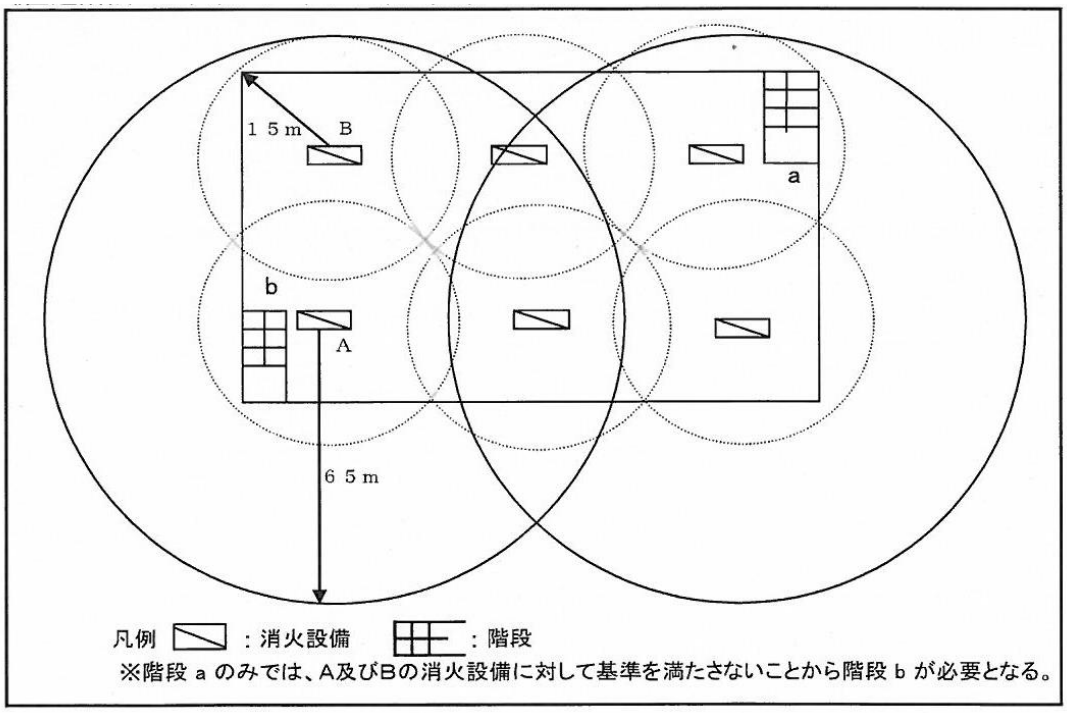

第７－５図

(4) 他の建築物との距離

ア　５層６段以上の自走式自動車車庫の場合

隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に２ｍ以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ１．５ｍ以上）を設けること。ただし、３ｍ以上の距離を確保した場合は除く。

イ　前ア以外の場合

隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に０．５ｍ以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ１．５ｍ以上）を設けること。ただし、１ｍ以上の距離を確保した場合は、防火壁を設けないことができる。

２　開放式の機械式駐車場

開放式の機械式駐車場については、次に適合すること。

(1) 原則として各段を階とみなして、各段に移動式の泡消火設備等を設置するとともに、消火足場（幅６０㎝以上、手すり高さ９０㎝以上）を設置し、これに至る固定はしご（幅４０㎝以上）を両端に設けること。ただし、各段に設置しなくても消火足場の各部分から有効に放射できる場合には２段ごとに設置することができる。

(2) ホース接続口は、令第１８条によるほか、ノズルからの消火薬剤の有効範囲が概ね駐車車両の縦列１台及び横列２台の範囲であることから、全ての防護区画を有効に消火できるように、消火足場又は活動空間の確保及び移動式の泡消火設備等の配置を行うこと。

（第７－６図参照）

《駐車車両の縦列１台及び横列２台の範囲の例（消火可能な範囲は、斜線部分の車両）》

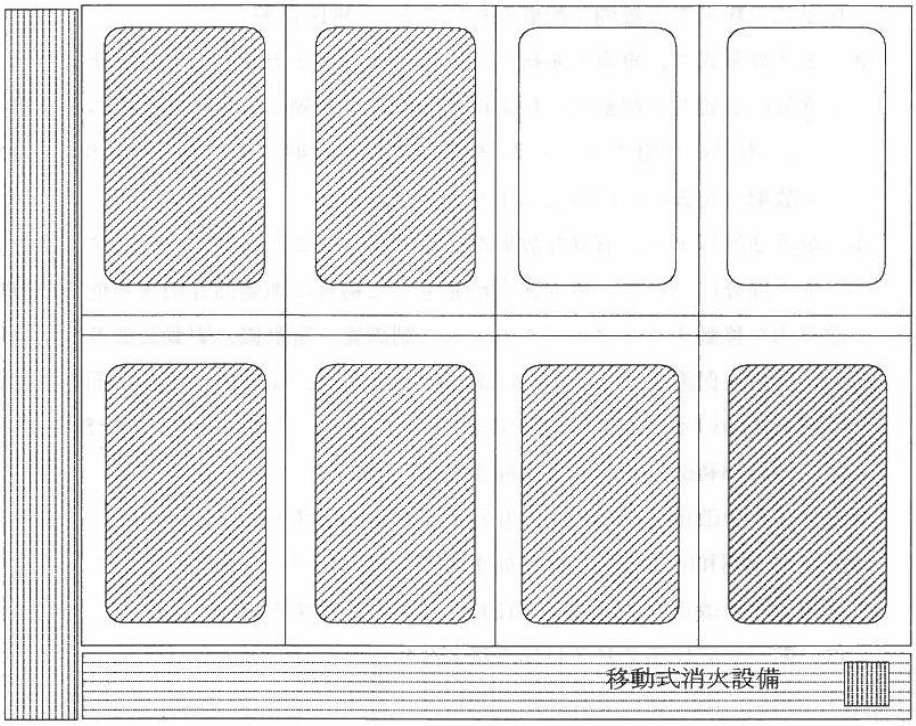

第７－６図

(3) 上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のものの地下部分は、地上部分に設置した移動式の泡消火設備等から有効に放射できる開口部を設けること。なお、有効に放射できるとは、任意の位置に放射できることであり、一端にノズル放射口を設けたものでは足りないものとする。

(4) 地下２段以上は、有効な放射が期待できないことから固定式とすること。

(5) 地下部分については、車両火災が発生した場合に地盤面等消火可能な位置に当該車両を移動することができるように制御盤、電動機、駆動装置及び配線等について耐火保護を施したものにあっては、前(3)及び(4)に限らず地盤面の移動式の泡消火設備等の水平距離で包含することができる。

３　その他の防火対象物

前１及び２以外の防火対象物については、地階（有効幅員が１ｍ以上のドライエリア等を有し、当該ドライエリア部分から地上へ容易に避難できる構造のもの又は避難階で容易に屋外に避難できるものを除く。）を除き、初期消火活動時に支障がないと認める場合で、次によることとし、防火区画が形成される防護対象部分は、当該区画ごとに判断すること。なお、屋内に設置する機械式駐車場は、地上２段まで及び地下１段までとし、地下ピット部分は、消火口をパレットに１箇所以上設けるなど、全ての車両へ有効に消火薬剤を放射できるものに限ること。

(1) 駐車場等の部分に設けるもの

ア　完全開放の屋上駐車場

イ　外気に面する常時開放された開口部が次の各号により設けられている場合

(ｱ) 開口部の合計面積が当該防護区画の床面積（水平投影面積とする。）の１５％以上であること。

(ｲ) 開口部は、天井（天井がない場合にあっては、屋根をいう。以下同じ。）又は壁面の２面以上に設けられていること。ただし、壁面に設ける場合にあっては、隣地境界線又は他の建築物等と外周部の間が１ｍ未満の距離にある開口部は算定しないものとする。

(ｳ) 開口部に０．５ｍを超えるたれ壁等がある場合は、床面からの高さが天井の高さの１/２以上にある部分を有効開口部として算定するものとする。

(ｴ) 防護区画の各部分から水平距離３０ｍ以下であること。

ウ　地上階にある防護区画で、当該防護区画外から手動又は遠隔操作により容易に開放又は操作できるもので、次のいずれかに該当するもの。

(ｱ) 外気に面した開口部で、開放部分の合計面積が当該防護区画の床面積の２０％以上あり、当該開口部が、天井又は壁面の２面以上に設けられているもの。

(ｲ) 有効な排煙装置を有するもの。なお、有効な排煙装置を有するとは、当該防護区画室内の空気を５回毎時以上排出する能力があるもので、非常電源を排煙設備の例により設置し、当該開口部の有効面積の合計が当該床面積の１５％以上であること。

(ｳ) 排煙上有効な越屋根等（屋内側と接する越屋根下部の開口部の合計面積が、当該床面積の５％以上あるもの。）を有するもので、当該越屋根部分に設ける開口部の合計面積が当該床面積の１５％以上であること。（第７－７図参照）

《越屋根の例》

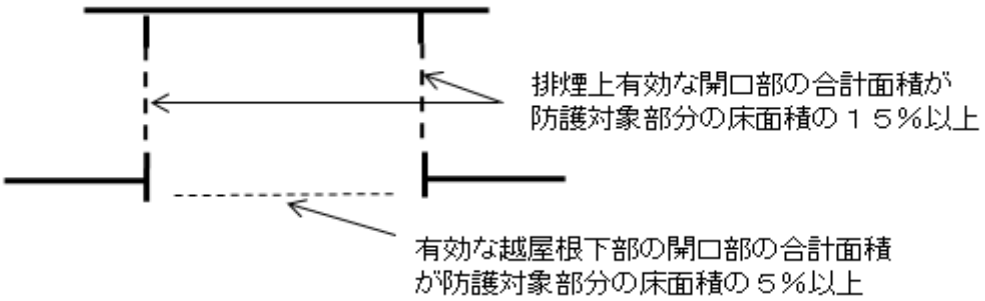

第７－７図

(2) 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

ア　前(1)による。この場合において、「屋上駐車場」は、「屋上で回転翼航空機等の発着の用に供される部分」と読み替えるものとする。ただし、令別表第一(13)項ロの防火対象物にあっては、主たる用途に供する部分の床面積の合計が１，０００㎡以上のものを除くものとする。

イ　飛行機又は回転翼航空機の格納位置が限定されるもので、当該床面積以外の部分